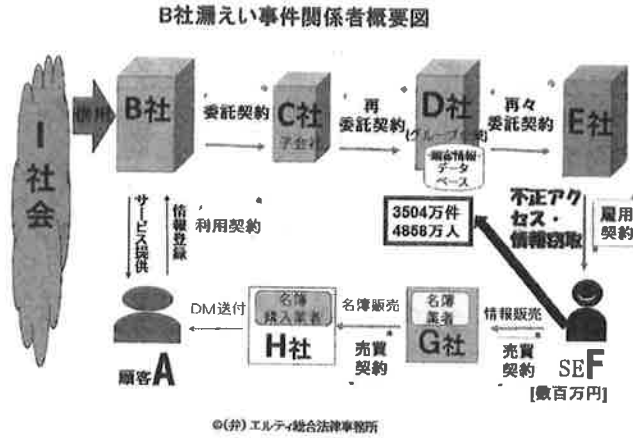


外部委託漏えい原因論①



藤谷 護人

昨年7月に発覚したベネッセ漏えい事件は、個人情報流出規模の莫大さと被害の悪質性の程度においてわが国最大の事故だといえる。その原因論のきちんとした分析と理解を踏まえた対策がなければ、同じ轍を踏む被害企業と膨大な被害顧客は今後もなくなるなら



©(株)エルティ総合法律事務所

2015年6月に発覚した日本年金機構の125万件の年金情報の漏えい事件により、「企業標的型サイバー攻撃」が俄然注目を集

めており、2014年7月に発覚したベネッセ事件の注目度が相対的に低下しているように思われる。しかし、一つの事件で

3504万件4858万人分という個人情報の流出規模の莫大さ(国民268人に一人が被害者)と被害の悪質性の程度(親子関係まで漏えいしており、今後50年以上にわたって振り込め詐欺の基礎的情報として悪用される可能性が大である)においても、この事件に対する原因論のきちんとした分析と理解を踏まえた対策がなければ、同じ轍を踏む被害企業と膨大な被害顧客はなくなるならない。

ベネッセの漏えい事件の犯人は、名簿業者十数社に対するデータ販売代金たつた数百万円を入手するために、ベネッセに対しては合計300億円を超える特別損失(500円のお詫びとセキュリティ対策費だけ)を与え、4858万人

の国民に対して、一人仮に1万円(宇治市事件における被害者一人当たりの慰謝料として最高裁判所が認めた金額)としても、総額4858億円分の精神的痛みを与えたのであるから、違法性帰責性が甚大であることは間違いない。

ベネッセも被害者である。しかし、もしベネッセが「外部委託が情報漏えいの原因となりうることを認識し、それを防ぐための注意義務を怠っていた」としたら、4858万人の国民との関係では、ベネッセが顧客に対する善管注意義務違反の債務不履行責任あるいは注意義務違反の不法行為責任を問われる恐れがある。一部の被害者から、このような責任を追及する訴訟が提起されていると聞く。この関係で、企業は「アウトソーシング・セキュリティ構造式」と「労働力形態による内部統制力喪失関係」の二つの考え方を理解する必要がある。

紙面の都合で、詳しくは次回に論じる。

ふじたに・もりひと弁護士法人エルティ総合法律事務所所長弁護士。IT・ADRセンター所長。日本の弁護士の中で唯一の公認システム監査人、JISA正会員。